

平成29年度 文教委員会資料③

【所管事務の調査(報告)】

「川崎駅東口周辺」の客引き行為等防止の重点区域変更(拡大)案について

資料1 「川崎駅東口周辺」の客引き行為等防止の重点区域変更(拡大)案について

資料2 パブリックコメント手続用資料

市 民 文 化 局

(平成29年10月2日)

1 条例の概要

■条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)又は「神奈川県迷惑行為防止条例」(以下「県条例」という。)等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市ではこれらの行為を規制するため、平成28年4月1日から「川崎市客引き行為等の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

■規制対象となる行為

- 客引き行為
 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為
- 勧誘行為
 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為
- 客待ち行為
 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
- 勧誘待ち行為
 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

2 重点区域

■重点区域について

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定しております。

重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料(5万円以下)を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

■現行の重点区域について

実態調査等により、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、平成28年9月1日から当該区域を重点区域として指定しております

条例施行前の平成27年4～6月調査 単位(人)

	川崎(東口)		川崎(西口)		武蔵小杉・新丸子		武蔵溝ノ口		登戸・向ヶ丘遊園		新百合ヶ丘	
	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時
平日	64	108	0	0	2	2	13	18	8	5	0	0
休前日	58	126	0	0	3	8	29	25	6	0	0	0

3 条例制定・重点区域指定による効果

■平日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前(平成27年度)
18時台	58人
20時台	107人

条例制定後(平成28年度)
35人
79人

■休前日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前(平成27年度)
18時台	72人
20時台	137人

条例制定後(平成28年度)
41人
93人

※ 調査は、各年度とも4月から3月の各月実施。人数は、各月の平均値を記載。

4 重点区域変更(拡大)の目的

■重点区域変更(拡大)の目的

現在、川崎駅周辺では、平成30年3月中に竣工が予定されている北口自由通路の整備が進められています。川崎駅北口自由通路と同様に改札口が設けられている川崎駅東西自由通路においては、居酒屋等の客引き行為が行われている実態はありませんが、風俗店等のスカウトによる勧誘行為が見られます。

そのため、北口自由通路開通後に、同通路においても勧誘行為が行われる恐れがあることから、現行の重点区域に同通路を加える重点区域の変更(拡大)を行います。

■川崎駅東口周辺重点区域内及び東西自由通路の現況

		客引き (居酒屋・カラオケ)		客引き (風俗等)		スカウト	
		18時台	20時台	18時台	20時台	18時台	20時台
川崎駅東口周辺重点区域内	平日	28人	31人	4人	47人	2人	1人
	休前日	32人	35人	6人	47人	2人	1人
川崎駅東西自由通路(内数)	平日	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	休前日	0人	0人	0人	0人	2人	0人

※数値は、平成28年4月から平成29年3月の各月に調査した数値の平均値です。

※川崎駅東西自由通路の数値は、東口全体の数値の内数です。

5 今後の取組・スケジュール

■啓発活動の実施

客引き行為等を防止するためには、まち全体でNOをつきつけることが重要です。そのため、地域の事業者、警察、行政(市)が連携しながら、客引き行為者やその雇用者に対する対策に取り組んでいくとともに、市民に対して、客引きやスカウト等について行かないよう、啓発活動を実施するとともに、重点区域の変更・拡大の周知を併せて行ってまいります。

【指導・啓発の展開】



- 客引き行為等防止指導員による巡回・指導(市)
- 客引き行為等防止キャンペーンによる啓発活動(市、事業者、警察)
- 横断幕等による啓発(事業者)
- 商店街等街頭放送による啓発(事業者)



【指定に向けたスケジュール】

- パブリックコメントの実施 平成29年10月10日から11月9日まで
- 関係者会議の開催 平成30年2月
- 重点区域拡大の告示 平成30年3月1日(予定)
- 重点区域拡大の効力開始(施行) 平成30年4月1日(予定)

川崎駅東口周辺の客引き行為等防止の重点区域拡大案



川崎駅北口自由通路開通に伴う客引き行為等防止の重点区域変更 (拡大) 案について御意見をお寄せください

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられていることから、川崎市では、これらの客引き行為等を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定し、重点区域での客引き行為等の防止に取り組んでいくこととしており、平成28年9月1日に、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域に指定しました。現在、川崎駅では、平成30年3月中に竣工が予定されている北口自由通路の整備が進められていることから、現行の重点区域に北口自由通路を加える重点区域の変更(拡大)を行います。

1 意見募集の期間

平成29（2017）年10月10日（火）～11月9日（木）

※ 郵送の場合は、平成29年11月9日（木）付けの消印まで有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント手続）」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

(3) 持参

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課事務室

（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階）

※持参の場合は、開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）にお越しください。

(4) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

市民文化局市民生活部地域安全推進課

電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869

1 条例の概要

(1) 条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市ではこれらの行為を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行しました。

(2) 規制対象となる行為

公共の場所において行われる次の行為

○ 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為



○ 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為



○ 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



○ 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

2 重点区域

(1) 重点区域について

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定しております。

重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料（5万円以下）を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

(2) 現行の重点区域について

実態調査等により、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、平成28年9月1日から当該区域を重点区域として指定しております

条例施行前の平成27年4～6月調査 単位（人）

	川崎（東口）		川崎（西口）		武蔵小杉・新丸子		武蔵溝ノ口		登戸・向ヶ丘遊園		新百合ヶ丘	
	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時	18時	20時
平日	64	108	0	0	2	2	13	18	8	5	0	0
休前日	58	126	0	0	3	8	29	25	6	0	0	0

3 条例制定・重点区域指定による効果

(1) 平日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前（平成27年度）
18時台	58人
20時台	107人



条例制定後（平成28年度）
35人
79人

(2) 休前日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前（平成27年度）
18時台	72人
20時台	137人



条例制定後（平成28年度）
41人
93人

※ 調査は、各年度とも4月から3月の各月実施
人数は、各月の平均値を記載

4 重点区域変更(拡大)の目的

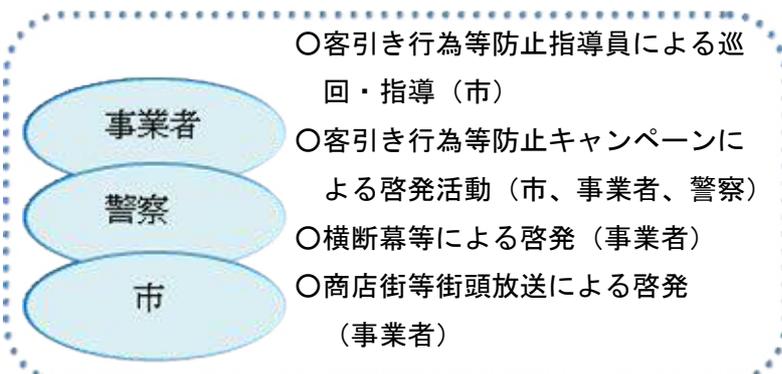
平成28年9月1日に川崎駅東口周辺を重点区域に指定し、当該地域における客引き行為等防止の取組を推進してまいりましたが、現在、川崎駅周辺では、平成30年3月中に竣工が予定されている北口自由通路の整備が進められていることから、現行の重点区域に北口自由通路を加える重点区域の変更(拡大)を行います。

5 今後の取組

(1) 啓発活動の実施

客引き行為等を防止するためには、まち全体でNOをつきつけることが重要です。そのため、地域の事業者、警察、行政(市)が連携しながら、客引き行為等の防止に取り組んでいくとともに、市民に対して、客引きやスカウト等について行かないよう、啓発活動を実施するとともに、重点区域の変更・拡大の周知を併せて行ってまいります。

【指導・啓発の展開】



(2) 重点区域指定施行日(予定)

平成30年4月1日 (平成30年3月1日告示)